

○「議案第69号 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊引き取った動物に対する検査の追加項目について

新たな飼い主への譲渡を促進するため、従来の検査に加えてノミやダニの駆除、感染症予防のための消毒、糞便検査を追加した。

＊動物の終生飼養の周知について

飼い主から引取りについて相談があった場合には、保健所が終生飼養の大切さを説明するとともに、獣医師会やボランティア等と協力しながら相談者のフォローにあたっている。取扱業者に対しては、保健所による巡回指導を行うとともに、7月に説明会を開催する予定である。

＊動物の引取料金を値上げすることによる遺棄の防止対策について

動物の遺棄は、従来から法律の中で犯罪として禁止されているが、条例の改正内容を飼い主や動物取扱業者に周知するとともに、JR川崎駅東西自由通路の河川情報掲示板においても、動物の遺棄は犯罪であることを広報している。

＊条例改正による不適正な飼養による生活環境被害や苦情相談への効果について

これまでも生活環境を害するような不適正な飼養に対しては、勧告や命令、罰金という方法で対応してきたが、適正飼養を更に強化するため、動物の健康や安全の保持についても勧告及び措置命令を行うことができる規定を追加した。飼い猫については屋内飼養の努力義務を規定することで、生活環境被害の予防にも一定程度の効果があると考えている。

＊犬の登録件数と実際に飼養されている数のかい離について

飼い犬は、狂犬病予防の注射の際に登録することになっており、現在、市内では約6万1,000頭が登録されている。小型犬など室内で飼っている飼い主の中には狂犬病予防の注射をしなくてもいいと考えている人も多く、登録件数と実際に飼養されている数がかい離している状況である。狂犬病は犬から人にうつる感染症だということが十分に認知されていないことが原因の一つであるため、狂犬病予防と登録の徹底について周知していきたい。

＊犬の登録漏れがないよう動物取扱業者が犬の登録をすることについて

犬の登録に当たっては、多くの場合、動物取扱業者ではなく飼い主が保健所に登録することになっている。昨年の動物愛護法の改正により、犬の取扱業者に対して、出生地や販売先などが確認できるよう個体ごとの台帳を備え付けるよう規定されており、販売業者は繁殖者や販売数、死亡数などを月ごとに集計し、年度当初に保健所に報告するよう義務付けている。

＊引取手数料の基準となる生後91日未満と生後91日以上判断目安について

出生日が不明確な猫の場合、出生時から目にかかっている薄い膜の有無によって出生後の日数を判断しており、薄い膜が無い猫は生後91日以上と判断し

ている。

*** 動物愛護センターの移転先について**

動物愛護センターは畜舎であるため、移転可能な用途地域が限定されており、公有地で移転先を検討しているが、現在のところ移転候補地は見つかっていない。

*** 飼養されていない野良猫への行政の対応について**

野良猫への餌やりについて苦情の相談はあるが、野良猫に不妊去勢手術をすることが少しずつ定着してきており、動物愛護センターに持ち込まれる猫の数も減少している。

《意見》

*** 動物販売業者に対して売れ残った数を定期的に調査するなど、出生時から飼養中のものまで全体数の把握に努め、動物の殺処分が無くなるよう終生飼養が実効性のあるものにしてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第70号 川崎市老人福祉センター条例及び川崎市高津老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第77号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 条例改正の目的について**

今回の条例改正は、工場や倉庫以外の防火対象物に設置する屋内消火栓設備に関する設置、間隔等の技術上の基準を追加するものであり、これにより、設置者の選択肢が増加し、操作性に優れた屋内消火栓設備の設置の促進が期待できるものである。

*** 屋内消火栓設備の設置基準について**

屋内消火栓設備の設置基準は消防法で規定されており、例えば映画館は延べ床面積が500平方メートル以上、デパートは700平方メートル以上など、建物の用途や構造に応じて基準が設けられている。

*** 屋内消火栓設備の点検義務について**

屋内消火栓設備や消火器、連結送水管など消防法に規定する消防用設備等は全て点検の対象となっており、点検資格のある者が定期的に点検の上、消防署へ報告するよう義務付けられている。また、数年に一度は消防署による立入検査を実施している。

*** 新規格の屋内消火栓設備の設置対象となる福祉施設について**

市内には約500件の福祉施設があるが、そのうち大規模なグループホームや特別養護老人ホーム、デイサービスを実施する施設などが設置対象施設であ

る。

*** 新規格の屋内消火栓設備の操作性について**

新規格の屋内消火栓設備は、初期消火の際に、一般の人でも１人で容易に操作することができる保形ホースを使用し、その設置間隔は従来の１５メートル以下から、２５メートル以下とすることができる。

*** パブリックコメントの周知方法について**

川崎市消防設備協同組合及び川崎市建築設計事務所協会にパブリックコメントの実施を伝えるとともに、それぞれに加盟する事業者等へ周知するよう依頼した。今後、パブリックコメントの実施に当たっては対象者に広く、きめ細かな案内ができるよう周知方法について検討していきたい。

《意見》

*** 認知症や高齢者が利用する福祉施設に対して、火災を未然に防げるよう新規格の屋内消火栓設備の使用方法を周知してほしい。**

*** 消防法に規定する消防用設備等の点検は消防署への報告義務があることから、消防用設備等の故障により消火活動に支障を来すことがないように、マンションなどの各設置設備の点検及び報告を適切に行わせるなど管理を徹底してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決